

ひろしまレポート作成事業業務委託契約書

広島県を甲とし、〇〇〇〇を乙として、甲と乙は、次のとおり委託契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、ひろしまレポート作成事業委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

※仕様書の内容は事業者選定後に受託者と協議の上、確定する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から平成27年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(委託料)

第5条 甲は、業務委託の実施に関する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む。）を、乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(成果品等の提出)

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に成果品に委託業務完了報告書（別記様式第1号）を添えて甲に提出するものとする。

2 納入場所は、広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チームとする。

3 甲は、第1項の規定により、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに委託事業の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認められたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

4 前項の委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と第5条に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに委託料請求書（別記様式第2号）を甲に提出するものとし、甲は当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料について、甲が支払期日までに乙に対して支払わないときは、甲は乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じて、未払いの委託料につき3.1%の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、第3条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定

める委託料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第9条の2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第1号から第4号までに規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第9条の3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第10条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により第3条に定める委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、発注者が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額とする。

（天災などによる履行不能）

第12条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（実地調査など）

第15条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（著作権）

第16条 乙が委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属するものとする。

ただし、乙は、甲の承諾を得た上で、研究を目的として、委託業務の調査・研究等の成果を使用することができる。

（関係書類の整備）

第17条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間満了の日から5年間保持するものとする。

（疑義の解決）

第18条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙

別 記

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別記様式第1号（第7条関係）

ひろしまレポート作成事業業務完了報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

ひろしまレポート作成事業業務委託契約に基づく事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

委託料額	決算額	差引額	備考
円	円	円	円

添付書類

- 1 委託業務の実施に要した経費の内訳（様式任意）
- 2 その他参考資料

別記様式第2号（第8条関係）

ひろしまレポート作成事業業務委託料請求書

¥ _____

ただし、ひろしまレポート作成事業業務委託契約に基づく委託料として

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

内 容

委託料額	受領済額	今回請求額	残 額
円	円	円	円